

高萩・北茨城広域事務組合事務局設置条例

昭和 59 年 6 月 15 日

条例第 8 号

改正 令和元年 10 月 1 日条例第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 158 条第 7 項の規定に基づき、この組合に事務局をおく。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第 7 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。